

平成 21 年 7 月より

# 認定製造者制度 (AEO製造者制度)

が導入されます。

民間企業と税関のパートナーシップを通じて国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図る「AEO制度」の推進が国際的に進められています。

我が国においても、貨物のセキュリティ管理と法令遵守（コンプライアンス）の体制が整備された者として認定された事業者に対して、様々な通関手続の特例措置を認めるAEO制度がこれまで輸出入者・倉庫業者等に対して実施されています。

本年7月からは、新たに、製造者を対象にした「AEO制度」が実施されることになりました。

「認定製造者制度（AEO製造者制度）」は、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された製造者のための制度であり、これを利用することにより製造者に係る貨物について、輸出通関手続の特例措置を受けることが可能となり、輸出貨物のリードタイム短縮等が期待されます。

Q1. この制度を利用することによってどのようなメリットがありますか。

A1. 認定製造者の認定を受けた場合、認定製造者が製造した貨物（特定製造貨物）について、認定製造者以外の輸出者（特定製造貨物輸出者）が行う輸出通関手続において、保税地域に当該貨物を搬入する前に輸出申告（特定製造貨物輸出申告）を行うことが可能となり、リードタイム及びコストの削減等が図られます。

Q2. この制度を利用するためにはどのようにしたら良いのでしょうか。

A2. この制度を利用するためには、申請者の所在地を管轄する税関長に申請し認定を受ける必要があります。認定を受けるための申請手続は、以下のとおりです。

なお、いずれかの税関で認定を受けた場合には、全ての税関の管轄内において制度の利用が可能です。

① 申請にあたっては、所定の様式（税関様式C第9000号）に必要事項を記入し、実施規則及び登記事項証明書を添付して下さい。また、実施規則の記載内容等に関するチェックシートにより法令遵守体制の整備状況等について自己評価を行い、そのチェックシートを提出していただく必要があります。

② 申請書の提出先は、申請者の所在地を管轄する税関となります。なお、当該税関の管轄内の最寄りの官署を経由して行うこともできます。

また、認定製造者の認定申請や申請に係る相談は、7月以前から行うことができます。

**Q 3. 税関はどのように認定の審査を行うのですか。**

A 3. 税関は、提出された申請関係書類について審査するとともに、必要に応じて製造者が製造した貨物を管理する事業所等に立ち入り、実施規則及び業務手順書に基づき法令を遵守するための体制が整備されているか等についてチェックを行います。

**Q 4. 認定を受けるための要件は何ですか。**

A 4. 認定製造者制度の認定を受けるためには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 申請者が次のいずれにも該当しないこと
    - イ 過去3年以内に関税法その他の法令の規定に違反して通告処分等を受けていること
    - ロ 過去2年以内に関税法第70条第1項又は第2項に規定する他の法令の規定のうち、輸出に関する規定に違反して刑に処せられていること
    - ハ 暴力団員等であること
    - ニ 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者であること
  - ② 申請者が次のいずれにも該当すること。
    - イ 特定製造貨物輸出申告の際に提出する貨物確認書の作成及び輸出者への交付その他当該輸出申告が適正に行われることを確保するための業務並びに当該申告に係る貨物について外国貿易船等に積み込まれるまでの間の管理に関する業務を適正に遂行する能力を有していること
    - ロ 上記イに関する業務について、実施規則を定めていること
  - ③ 特定製造貨物輸出者が次のいずれにも該当すること
    - イ 上記①のイからニまでに掲げる事項に該当していないこと
    - ロ 通関手続について、電子情報処理組織（NACCS）を使用して行う能力を有していること
- などです。

Q 5. 認定製造者が製造した特定製造貨物について、特定製造貨物輸出者が保税地域に搬入する前に特定製造貨物輸出申告を行うための要件は何ですか。

A 5. 認定製造者が製造した貨物（特定製造貨物）について、当該認定製造者から依頼を受けた特定製造貨物輸出者は、保税地域に搬入する前に特定製造貨物輸出申告を行うことができます。

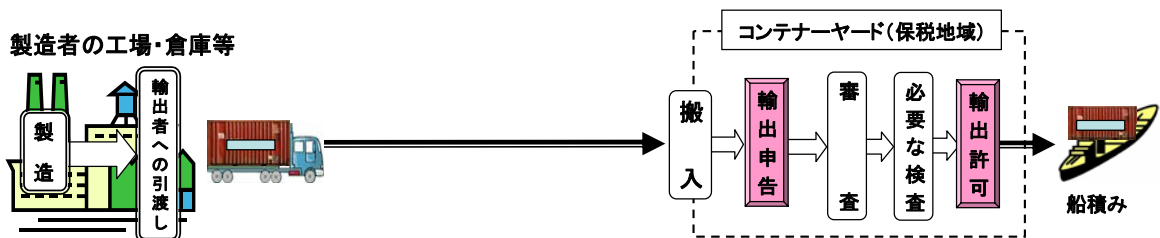
この場合、認定製造者においては、

- ① 特定製造貨物を的確に確認し、当該貨物の記号、番号、品名及び数量等を記載した貨物確認書を作成し、特定製造貨物輸出者へ交付すること
- ② 特定製造貨物が外国貿易船等に積み込もうとする開港等まで安全に運送されるよう特定製造貨物輸出者及びその他の関係者との連絡体制を整備することなどが必要となります。

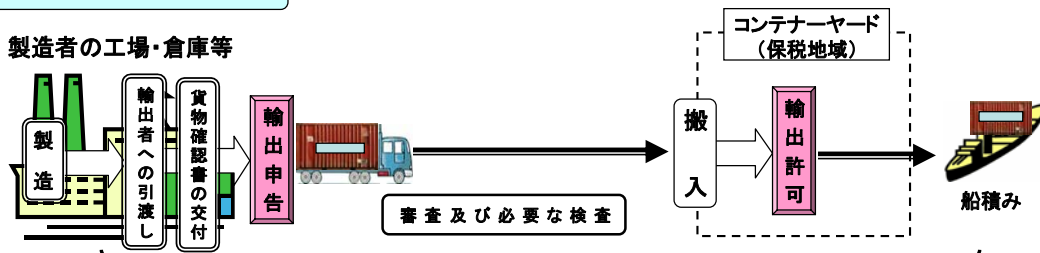
また、特定製造貨物輸出者（当該特定製造貨物輸出者が通関手続を依頼する通関業者を含む。）においては、認定製造者が作成した貨物確認書に基づき NACCS を使用して特定製造貨物輸出申告を行うこととなります。

### 認定製造者制度における特定製造貨物輸出申告の概要

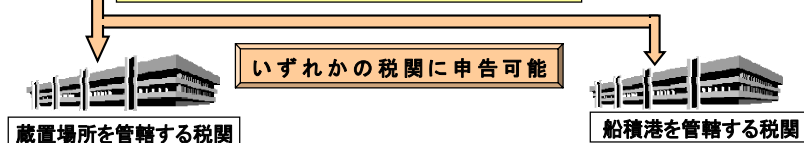
#### 第三者を介した一般的な輸出申告



#### 特定製造貨物輸出申告



認定製造者と輸出者が一体となって貨物を管理



Q 6. 認定製造者制度について、もっと詳しく知りたいのですが、どこに問い合わせれば良いでしょうか。

A 6. 認定製造者制度の詳細については、各税関の認定製造者制度担当までお問い合わせ下さい。

- ・ 函館税関 . . . . . 電話 : 0 1 3 8 - 4 0 - 4 2 5 4
- ・ 東京税関 . . . . . 電話 : 0 3 - 3 5 9 9 - 6 3 4 3
- ・ 横浜税関 . . . . . 電話 : 0 4 5 - 2 1 2 - 6 1 2 5
- ・ 名古屋税関 . . . . . 電話 : 0 5 2 - 6 5 4 - 4 1 6 9
- ・ 大阪税関 . . . . . 電話 : 0 6 - 6 5 7 6 - 3 3 9 1
- ・ 神戸税関 . . . . . 電話 : 0 7 8 - 3 3 3 - 3 0 7 1
- ・ 門司税関 . . . . . 電話 : 0 5 0 - 3 5 3 0 - 8 3 1 2
- ・ 長崎税関 . . . . . 電話 : 0 9 5 - 8 2 8 - 0 1 2 6
- ・ 沖縄地区税関 . . . . . 電話 : 0 9 8 - 8 6 2 - 9 2 9 1